

設備投資減税に関するご案内

<2017年度>

◆所有権移転外ファイナンス・リース取引で設備投資をした場合に、設備投資減税を利用できます。

1. 中小企業等経営強化法の固定資産税特例措置【地方税】

課税標準 × 1/2 × 固定資産税率
= 固定資産税の軽減（3年度分）

◆リース会社が固定資産税の軽減分をリース料から差し引きます。

2. 税額控除制度【国税】

取得価額 × 税額控除率
= 法人税額（所得税額）から控除

◆ユーザーが税務申告をすることにより適用できます。

固定資産税特例措置と税額控除制度の適用条件が合致した場合は、両方の減税制度を利用できます。

◆中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分（生産性向上設備等を導入した場合の措置）が中小企業経営強化税制として改組され、中小企業等経営強化法の認定を受けた場合に税額控除ができます。

固定資産税特例措置

制度名	対象設備	対象者	パンフレット掲載頁
中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置	認定経営力向上計画に基づき導入する設備	中小事業者等	1, 2頁参照

税額控除制度

制度名	対象設備	対象者	パンフレット掲載頁
中小企業経営強化税制【新設】	認定経営力向上計画に基づき導入する設備	中小企業者等	1, 2頁参照
中小企業投資促進税制	機械・装置等	中小企業者等（税額控除は資本金3,000万円以下）	3頁参照
環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）	新エネルギー利用設備等	中小企業者等	3頁参照
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	経営改善指導助言書類に記載された器具・備品等	中小企業者等（税額控除は資本金3,000万円以下）	4頁参照
地域未来投資促進税制【新設】	地域経済牽引事業計画に承認された機械・装置、器具・備品等	すべての企業（大企業利用可）	4頁参照
国家戦略特別区域において機械等取得した場合の特別税額控除制度等	機械・装置、器具・備品等	国家戦略特別区域法の実施主体の法人	5頁参照
国際戦略特別区域において機械等取得した場合の特別税額控除制度等	機械・装置、器具・備品等	総合特別区域法の実施主体の法人	5頁参照
地方拠点強化税制	本店等の建物、建物附属設備、構築物	地域再生法の認定事業者	5頁参照
沖縄の特定地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特別控除	機械・装置、器具・備品等	沖縄振興特別法の認定事業者	5頁参照
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律による特別税額控除制度	機械・装置等	東日本大震災復興特別区域法の指定事業者等	5頁参照

中小企業等経営強化法の認定

◆固定資産税特例措置、中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、**中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定が必要**です。

※ 中小企業等経営強化法の詳細は、中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>）に掲載されています。

1. 税制措置の対象者：資本金1億円以下の中小企業者などとなります（詳細は2頁をご参照下さい）。
2. 対象設備：税制上の適用を受けようとする場合は、**以下の要件に該当する対象設備を経営力向上計画の認定申請書に記載する必要があります。**

固定資産税特例措置

中小企業経営強化税制

A類型（生産性向上設備・工業会証明）

機械及び装置、器具及び備品等で、販売開始要件を満たす、「生産性向上指標が年平均1%以上向上する」設備

設備の種類・取得価額／販売開始時期

- ①機械及び装置
1台・1基の取得価額が160万円以上／10年以内
- ②器具及び備品
1台・1基の取得価額が30万円以上／6年以内
- ③測定工具及び検査工具
1台・1基の取得価額が30万円以上／5年以内
- ④建物附属設備
一つの取得価額が60万円以上／14年以内
- ⑤ソフトウェア※1
一つの取得価額が70万円以上／5年以内

※1 固定資産税特例措置は対象外となります。

中小企業経営強化税制

B類型（収益力強化設備・経済産業局確認）※2

事業者が策定した投資計画（年平均投資利益は5%以上となることについて、経済産業大臣の確認を受けたもの）に記載された設備

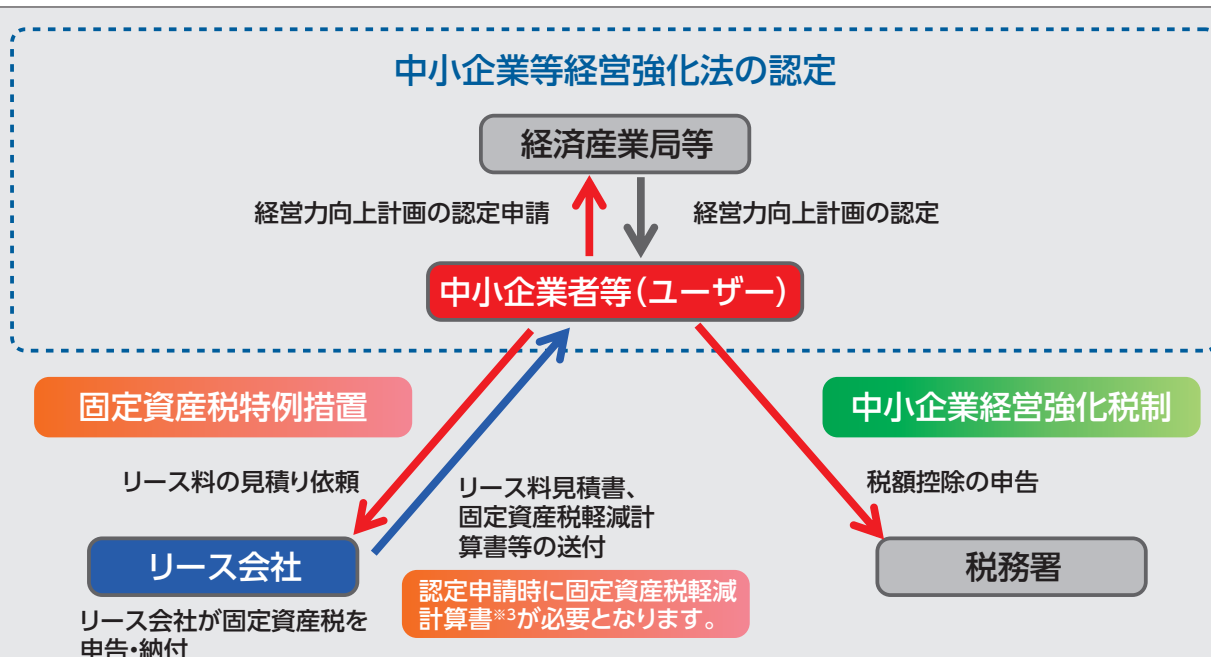
設備の種類・取得価額

- ①機械及び装置
1台・1基の取得価額が160万円以上
- ②器具及び備品
1台・1基の取得価額が30万円以上
- ③工具
1台・1基の取得価額が30万円以上
- ④建物附属設備
一つの取得価額が60万円以上
- ⑤ソフトウェア
一つの取得価額が70万円以上

※2 B類型の中でA類型の要件を満たしていれば、固定資産税特例措置を利用することができます。

<手続きの流れ>

◆固定資産税の特例措置と中小企業経営強化税制（生産性向上設備）は併用することが可能です。



※3 「固定資産税軽減計算書」については、取引リース会社にお問い合わせください。

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置（地方税）

1 適用期間 2019年3月31日まで

2 対象事業者

下記の①から③のいずれかに該当する中小事業者等（資本金1億円超の大規模法人の子会社等を除きます。）

- ① 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ② 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ③ 資本もしくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

3 対象設備

経営力向上計画の認定を受けた設備（A類型）※1

機械及び装置：全国・全業種対象

器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物附属設備：地域・業種限定*

* 地域・業種が限定されるのは、7都府県（東京、大阪、京都、愛知、神奈川、埼玉、千葉）に対象設備を設置する場合となります。

4 措置内容

課税標準 × 1/2 × 固定資産税率 = 固定資産税の軽減（3年度分）

◆所有権移転外ファイナンス・リースで設備を導入する場合は、リース会社が固定資産税の軽減分をリース料から差し引きます。

中小企業経営強化税制（国税）【新設】

1 適用期間 2019年3月31日まで

2 対象事業者

青色申告書を提出する以下の①から④のいずれかに該当する中小企業者等（資本金1億円超の大規模法人の子会社等を除きます。）で対象設備を指定事業※2の用に供する者

- ① 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ② 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ③ 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ④ 協同組合等（中小企業等経営強化法の中小企業者等に該当する者）

3 対象設備

経営力向上計画の認定を受けた設備（A類型・B類型）※1

4 措置内容

取得価額 × 7% の税額控除 ※3

（資本金が3,000万円以下の法人もしくは個人事業者については10%の税額控除）

<留意事項>

※1 「中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置」、「中小企業経営強化税制」の対象設備は、事業活動に直接供される減価償却資産となるため、事務用の器具備品、福利厚生施設用の器具備品等は対象外となります。

※2 「中小企業経営強化税制」の指定事業は、「中小企業投資促進税制」又は「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」の指定事業となります。指定事業の詳細は3頁と4頁をご参照ください。

（例）①製造業が導入する製造設備：製造業は指定事業のため中小企業経営強化税制の適用が可能です。

②医療業が導入する医療機器：医療業は指定事業ではないため中小企業経営強化税制の適用ができません。

③太陽光発電設備：全量売電の場合には、電気業の用に供する設備となり、電気業は中小企業経営強化税制の指定事業ではないため中小企業経営強化税制の適用ができません。

※3 税額控除額が法人税額（所得税額）の20%を超える場合は、20%を上限として税額控除することができます。これを超える金額については、翌年度に繰越することができますが、この場合においても法人税額（所得税額）の20%が上限となります。

中小企業投資促進税制（国税）

- 1 適用期間** 2019年3月31日まで
- 2 対象事業者** 青色申告書を提出する中小企業者等で対象設備を指定事業^{※1}の用に供する者
- 3 対象設備^{※2}**
- | | |
|--|-----------------------|
| ◆機械及び装置 | 1台・1基の取得価格が160万円以上のもの |
| ◆測定工具及び検査工具 | 1台・1基の取得価格が120万円以上のもの |
| ◆ソフトウェア | 一つの取得価格が70万円以上 |
| ◆貨物運送の用に供される普通自動車（車両総重量3.5 t以上のものに限り。） | |
| ◆船舶（内航海運業、内航船舶貸渡業の用に供するものに限り。） | |

- 4 措置内容** 取得価額×7%の税額控除^{※3}（資本金3,000万円以下の中小企業者等に限り。）
（船舶は取得価額×75%×7%の税額控除）

- ※1 指定事業は次の事業が該当します（性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。）。
製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店営業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品賃貸業、娯楽業〔映画業を除きます。〕を除きます。）
- ※2 2017年度から対象設備として器具及び備品が削除されました。「測定工具及び検査工具」は1台・1基の取得価額が30万円以上のもので、取得価額の合計額が120万円以上となる場合も含まれます。また、「ソフトウェア」は少額資産の損金算入等の適用を受けないものの取得価額の合計額が120万円以上となる場合も含まれます。なお、「ソフトウェア」は、複写して販売するための原本等を除きます。
- ※3 税額控除額が法人税額（所得税額）の20%を超える場合は、法人税額（所得税額）の20%を上限として税額控除することができます。これを超える金額については、翌年度に繰り越すことができますが、この場合においても法人税額（所得税額）の20%が上限となります。

環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）（国税）

- 1 適用期間** 2018年3月31日まで
- 2 対象事業者** 青色申告書を提出する個人・法人（税額控除は中小企業者等に限り。）
- 3 対象設備^{※1}**
- | | | | |
|----------------------------|-----------------|----------|------------|
| ◆新エネルギー利用設備 | ①太陽光発電設備 | ②風力発電設備 | ③中小水力発電設備 |
| | ④地熱発電設備 | ⑤下水熱利用設備 | ⑥バイオマス利用装置 |
| ◆二酸化炭素排出抑制設備 ^{※2} | ①コンバインドサイクル発電設備 | | |

- 4 措置内容** 取得価額×7%の税額控除（中小企業者等に限り。）^{※3}

- ※1 対象設備の詳細は関係法令をご確認ください。また、対象設備について、国または地方公共団体の補助金または給付金その他これらに準ずるものを受けた法人が、当該補助金または給付金をもって取得等した場合は、本税制による措置を受けることができません。
- ※2 二酸化炭素排出抑制設備として、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車が対象設備とされていますが、特別償却制度のみ利用ができ、税額控除制度は利用できません。
- ※3 税額控除額が法人税額（所得税額）の20%を超える場合は、法人税額（所得税額）の20%を上限として税額控除することができます。これを超える金額については、翌年度に繰り越すことができますが、この場合においても法人税額（所得税額）の20%が上限となります。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制（国税）

1 適用期間 2019年3月31日まで

2 対象事業者 認定経営革新等支援機関等から経営改善指導助言書類の交付を受けた青色申告書を提出する中小企業者等

3 対象設備

経営改善指導助言書類※¹に記載された設備を指定事業※²の用に供した場合に対象となります。

- ◆器具及び備品 1台・1基の取得価額が30万円以上のもの
- ◆建物附属設備 一つの取得価額が60万円以上のもの

4 措置内容 取得価額×7%の税額控除※³（税額控除の適用は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限り
ます。）

- ※¹ 認定経営革新等支援機関等から、経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類。設備導入後に書類の交付を受けることもできますが、本税制の適用を受けるには、確定申告書に経営改善指導助言書類の写しを添付する必要があります。
- ※² 指定事業は次の事業が該当します（風俗営業、性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。）。
- 卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、情報通信業（特定情報通信業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業（旅館業及びホテル業（風俗営業の許可を受けているものも対象となります。）、左記以外の宿泊業）、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業（映画業を除きます。）、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除きます。）、
- ※³ 税額控除額が法人税額（所得税額）の20%を超える場合は、法人税額（所得税額）の20%を上限として税額控除することができます。これを超える金額については、翌年度に繰り越すことができますが、この場合においても法人税額（所得税額）の20%が上限となります。

地域未来投資促進税制（国税）【新設】

1 適用期間 地域未来投資促進法の施行日～2019年3月31日まで

2 対象事業者 青色申告書を提出する個人・法人で、地域未来投資促進法の承認を受けた事業者※¹

3 対象設備

地域経済牽引事業計画※²に承認された設備投資が対象となります。

- ◆機械及び装置
- ◆器具及び備品
- ◆建物・建物附属設備・構築物

◆取得価額の合計が2,000万円以上のもの。ただし、本制度の対象となる金額は100億円を限度とします。

4 措置内容※³ 取得価額×4%の税額控除
* 建物・建物附属設備・構築物は取得価額×2%の税額控除

- ※¹ 資本金1億円以上の企業も対象となります。
- ※² 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす等の措置を講じ、地域未来投資促進法の成立・施行後に都道府県の承認（官民連携型（地方公共団体及び民間事業者）による申請は国が承認）を受けます。
- ※³ 税額控除額が法人税額（所得税額）の20%を超える場合は、法人税額（所得税額）の20%を上限として税額控除することができます。

その他投資減税（国税）

適用期間が2018年3月31日までの投資減税

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等

- ①適用期間：2018年3月31日まで
- ②対象事業者：青色申告書を提出する法人で国家戦略特別区域法の特定事業の実施主体として同法の認定区域計画に定められた法人
- ③対象設備：国家戦略特別区域における事業実施計画に記載された機械及び装置、器具及び備品、建物等
- ④措置内容：機械及び装置、器具及び備品 取得価額×15%の税額控除 *建物等の税額控除率は8%

国際戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等

- ①適用期間：2018年3月31日まで
- ②対象事業者：青色申告書を提出する法人で総合特別区域法に規定する指定法人
- ③対象設備：認定国際戦略総合特別区域計画に記載された機械及び装置、器具及び備品（研究開発用に限ります。）、建物等
- ④措置内容：機械及び装置、器具及び備品 取得価額×12%の税額控除 *建物等の税額控除率は6%

地方拠点強化税制

- ①適用期間：2018年3月31日まで
- ②対象事業者：青色申告書を提出する地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者（法人、個人）
- ③対象設備：地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設（本店等）に該当する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者の場合は1,000万円以上）のもの
- ④措置内容：(a)「移転型」：取得価額×7%の税額控除
(b)「拡充型」：取得価額×4%の税額控除

適用期間が2019年3月31日までの投資減税

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

- ①適用期間：2019年3月31日まで
- ②対象事業者：青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法に規定する認定事業者
- ③対象設備：特定地区において特定事業の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物等
(一つの生産等設備を構成する資産の取得価額の合計額が1,000万円超となるものまたは機械及び装置並びに器具及び備品で一つの生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円超となるものに限ります。)
- ④措置内容：機械及び装置、器具及び備品 取得価額×15%の税額控除 *建物等の税額控除率は8%

適用期間が2022年3月31日までの投資減税

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律による特別税額控除制度等

- ①適用期間：2022年3月31日まで
- ②対象事業者：関係法令の指定・確認を受けた個人・法人
- ③対象設備：機械及び装置、建物等
- ④措置内容：機械及び装置 取得価額×15%の税額控除 *建物等の税額控除率は8%

<留意事項>

※本頁に記載した税制（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を除きます。）について、対象設備の特別償却制度が設けられていますが、所有権移転外ファイナンス・リースで導入した対象設備は特別償却制度を適用できません。

設備投資減税に関するQ & A

Q 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引とはどのような取引か教えてください。(国税・地方税)

- A 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、以下の①と②の要件を満たす取引（法人税法第64条の2）で、リース期間終了後の無償譲渡条件などが付されていない取引です。**一般的なリース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当します。**
- ① 賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであることまたはこれに準ずるものであること。
 - ② 賃借人（ユーザー）が賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

Q 2 中小企業経営強化税制、固定資産税の特例措置について、設備を導入した後に適用を受けることができますか。(国税、地方税)

- A 原則として、「経営力向上計画」の申請及び認定を受けた後に、ファイナンス・リース取引で対象設備を導入（借受証発行）した場合に適用されます。特例措置として設備導入日から**60日以内**に「経営力向上計画」の認定申請が受理された場合に適用を受けることができます。ただし、**中小企業経営強化税制については対象設備の取得が2017年4月1日以降、固定資産税の特例措置については対象設備の取得が2016年7月1日以降**※となる場合に適用できます。
- この特例により認定申請をして、年末までに認定を受けられない場合は、固定資産税の特例措置の適用が2年度分となりますので留意してください。
- ※**2017年度税制改正により特例措置の対象となった設備（器具・備品等）は、2017年4月1日以降に取得したものが適用対象となります。**

Q 3 中小企業経営強化税制、固定資産税の特例措置を利用した設備について、補助金制度を併用できますか。(国税、地方税)

- A **補助金制度を併用できます。**さらに、税額控除制度（国税）と固定資産税特例措置（地方税）の適用条件が合致した場合は、両方の減税制度を利用できます。

Q 4 中小企業者等の定義を教えてください。(国税)

- A 税額控除制度（国税）の「**中小企業者等**」の定義は以下のとおりです。
- ① 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - ② 資本金若しくは出資金が1億円以下の法人（大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人を除く。大規模法人とは、資本金または出資金1億円超の法人等で、中小企業投資育成株式会社以外の法人をいう。）
 - ③ 資本または出資のない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ④ 農業協同組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合等）

Q 5 税額控除制度とはどのような制度か教えてください。(国税)

- A 対象設備を事業の用に供した年度の所得に対する**法人税額または所得税額から対象設備の取得価額に応じた額を控除できる制度です。**特別償却制度（初年度の税額は軽減、翌年度以降の税額は増加）と比べると、税額控除制度は実質的な減税効果があります。

設備投資減税に関するQ & A

Q 6 所有権移転外ファイナンス・リース取引の取得価額を教えてください。(国税)

- A **賃借人（ユーザー）の会計処理により異なります。**
賃貸借処理をしている場合：リース料総額が取得価額となります。
売買処理をしている場合：税務上の取得価額（資産計上価額）となります。

Q 7 所有権移転外ファイナンス・リース取引により設備を賃借していますが、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できる理由を教えてください。(国税)

- A 2008年4月1日以後に契約する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、税法上、売買取引があったものとして法人税額または所得税額の計算を行います。これにより、**税法上は、賃借人（ユーザー）が設備を取得したものとして取り扱われる**ことから、設備を取得した場合の税額控除制度が利用できます。なお、オペレーティング・リース取引は、税法上においても、賃貸借として取り扱われるため、税額控除制度の利用はできません。

Q 8 所有権移転外ファイナンス・リース取引で導入した設備は特別償却制度を利用できますか。(国税)

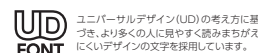
- A **利用できません。**租税特別措置法において、所有権移転外ファイナンス・リース取引は特別償却制度の適用がない旨が規定されています。なお、所有権移転ファイナンス・リース取引であれば、特別償却制度を利用できます。

Q 9 税額控除制度を利用する場合に留意する事項があれば教えてください。(国税)

- A 以下の項目に留意してください。
- ①一つの対象設備について、各種税額控除制度を重複して利用することはできません。
 - ②税額控除制度ごとに税額控除の上限額が定められています。また、異なる対象設備について、各種税額控除制度をそれぞれ利用できますが、企業全体としての税額控除の合計額は法人税額（所得税額）の90%が上限となります。
 - ③**中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制**を利用する場合、**3つの措置の税額控除の合計額で限度額を計算し、法人税額（所得税額）の20%が上限となります。**
 - ④中古の設備は利用することができません。



〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル
<http://www.leasing.or.jp>



- ・本パンフレットは、2017年4月現在の関係法令に基づき作成しています。
- ・本パンフレットに掲載している税額控除制度の適用及び申告の詳細は、税理士等にご確認下さい。
- ・本パンフレットの内容でご不明の点がございましたら、お取引先リース会社の担当者まで、ご質問・お問い合わせ下さい。
- ・本パンフレットの著作権は、公益社団法人リース事業協会に帰属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。